

本文書は、日本企業の中投投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティューワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

第8回全国法院民事商事裁判業務会議(民事部分) 紀要 (最高人民法院により2016年11月30日発布)

2015年12月23日から24日にかけて、最高人民法院は、北京において第8回全国法院民事商事裁判業務会議を開催した。中国共産党中央政治局委員及び中央政法委員会書記の孟建柱同志が重要な指示の言葉を特別に発表し、最高人民法院の周強院長が会議に出席し、かつ、スピーチをした。各省・自治区・直轄市の高級人民法院、解放軍軍事法院並びに新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院及び計画単列市の中級人民法院から人員が派遣され、会議に参加した。中央政法委員会、全人代常委会法制工作委员会、國務院法制弁公室等中央国家機関代表、一部の全人代代表、全国政治協商會議委員、最高人民法院特別招請諮詢員、最高人民法院特約監督員及び関係する専門家・学者が招待に応じ会議に列席した。

今回の会議は、党の第18期五中全会で「第13次五か年計画」に係る提案が行われた新局面において開催された重要な民事商事裁判業務会議である。人民法院が経済社会の発展に係る新局面・新常态に自ら適応し、裁判業務の職能をより十分に発揮させ、「第13次五か年計画」の戦略的配置を推し進めて小康社会の全面的な建設完了という「一つ目の百年目標」を実現するために有力な司法保障を提供するうえで、重要かつ深遠な歴史的意義を有している。討論の結果、今現在及び今後一定期間における民事裁判業務のより良い展開について、次のとおり紀要を作成した。

一、民事裁判業務の全体要求

我が国は今まさに、小康社会の全面的な建設完了を全力で勝ち取ろうとする勝負の段階にある。人民法院が直面している機運及び課題は過去に類を見ず、民事裁判業務の責任は重大さを増している。人民法院の業務の重要な構成部分である民事裁判業務の今現在及び今後一定期間における主要な任務は、中国共産党第18回全国代表大会及び第18期三中・四中・五中・六中全会の精神を徹底させ、習近平総書記の一連の重要講話の精神を指針とし、「五位一体」の全体配備に従って、「4つの全面」の戦略的配置を協調的に推進し、「一つひとつの司法事件において人民大衆に公平正義を実感させるよう努力する」という目標に沿って、民のための司法・公正な司法を堅持し、民事裁判の職能作用を十分に発揮させ、“イノベーション、協調、グリーン、オープン、シェア”という五大発展理念に奉仕し、“財産権の法による保護、契約の自由の尊重、法による平等な保護、権利・義務・責任の統一、信義誠実の唱道及び手続的公正と実体的公正の統一”という「六つの原則」を堅持し、社会統治に積極的に関与し、司法の公信力を着実に引き上げ、小康社会の全面的な建設完了の遅れない実現のために有力な司法サービス及び司法保障を提供することである。

二、婚姻・家庭紛争事件の審理について

婚姻・家庭事件を適切に審理することは、社会主義の核心的価値観及び中華民族の伝統的な美德の発揚、プラスのエネルギーの伝達、家風建設の促進、婚姻・家庭の安定性維持保護にとって、重要な意義を有している。家事裁判の業務規律を重点的に探究し、家事裁判の方式及び業務メカニズムの改革試験プロジェクト業務を積極的かつ穏当に展開し、反家庭内暴力法の施行業務を適切に行い、人民法院が人身安全保護命令を適用して家庭内暴力を制止した成功経験を遅滞なく総括し、社会の健全で調和のとれた発展を促進しなければならない。

(一) 未成年者保護の問題について

1. 婚姻・家庭事件の審理にあたっては、未成年者の権益の保護に重点を置かなければならない。特に、家庭内暴力に関わる離婚事件では、未成年の子女の利益最大化という原則を起点とし、家庭内暴力を実施した一方の親については、通常の場合、当該親が未成年の子女を直接養育する旨の判決を下すのは適切ではない。
2. 離婚後に未成年の子女を直接養育していない一方の親が未成年の子女との面会に係る訴訟上の請求を提起した場合には、面会権の適切な行使が未成年の子女の健全な成長及び人格形成に与える重要な意義を双方当事者に釈明し、かつ、未成年の子女の年齢、知力及び認知の水準に基づいて、未成年の子女の成長に有利であること及びその意思を尊重することを前提とした上で、当事者の法による面会権の行使を保障しなければならない。
3. 親が既に死亡し、又は親に養育する能力がない未成年の孫に対し、祖父母が養育義務を尽くしている場合には、当該祖父母が孫に定期的に面会する権利は、尊重されなければならない。かつ、訴訟方式により司法の保護を獲得する権利を有する。

(二) 夫婦の共有財産の認定問題について

4. 婚姻関係の存続期間に夫婦の共有財産を用いて付保し、保険契約者及び被保険者が夫婦同士であり、離婚時に保険期間内である場合において、保険契約者が付保の継続を望まないときは、保険者が還付する解約返戻金部分は、夫婦の共有財産として処理しなければならない。離婚時に保険契約者が付保の継続を選択したときは、保険契約者は、解約返戻金の半分を他の一方に支払わなければならない。
5. 婚姻関係の存続期間に、夫婦の一方が被保険者となり、傷害保険契約若しくは健康保険契約に基づいて獲得した人身保険類の保険金、又は夫婦の一方が受益者となり、死亡を給付条件とする生命保険契約に基づいて獲得した保険金は、個人財産と認定するのが適切である。但し、双方に別段の約定がある場合を除く。

婚姻関係の存続期間に、夫婦の一方が、一定の年齢までの生存を給付条件とする、解約返戻金のある保険契約に基づいて獲得した保険金は、夫婦の共有財産と認定するのが適切である。但し、双方に別段の約定がある場合を除く。

三、権利侵害紛争事件の審理について

権利侵害損害賠償事件を適切に審理することは、民事主体の適法な権益の保護、権利侵害責任の明確化、権利侵害行為の予防かつ制裁、社会の公平正義の促進にとって、重要な意義を有している。過去に権利侵害事件を審理して蓄積された成功経験を総括及び運用し、新局面での権利侵害事件の審理規律を更に探究し、裁判基準及び裁判尺度の統一をより強めなければならない。現時点においては、以下いくつかの方面の問題に注意しなければならない。

(一) 権利侵害責任法の施行にあたっての関連問題について

6. 被権利侵害者が死亡した場合には、その近親族が権利侵害者に対し権利侵害責任の負担を請求する権利を有することが権利侵害責任法第 18 条で明確に規定されており、請求を提起する権利が関係機関又は単位には付与されていないことに鑑み、権利侵害行為が身元不明者の死亡をもたらした場合において、賠償の権利者がおらず、又は賠償の権利者が不明であるときは、関係機関又は単位は、民事訴訟を提起して死亡賠償金を主張する権利を有しない。但し、それらが故人のために立て替えた医療費、葬儀代等の実際に発生した費用は除く。

7. 権利侵害責任法第 21 条の規定に基づき、被権利侵害者が義務者に対し、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の責任の負担を請求した場合において、義務者が自己に故意過失がないことを理由として抗弁を提出したときは、これを支持しない。

8. 後遺障害賠償金又は死亡賠償金の計算基準については、事件の実際の状況に基づき、被害者の住所地、常居所地、主要な収入源等の要素を併せ考慮して確定しなければならない。被扶養者の生活費を計算する際に、被害者が農村住民であっても都市・鎮の基準に従って後遺障害賠償金又は死亡賠償金を計算する場合には、その被扶養者の生活費についても、受訴法院所在地の前年度の都市・鎮住民の 1 人あたり消費性支出基準に従って計算しなければならない。被扶養者の生活費は、後遺障害賠償金又は死亡賠償金に併せて算入する。

(二) 社会保険と権利侵害責任の関係の問題について

9. 被権利侵害者が労災保険給付又はその他の社会保険給付を獲得する権利を有する場合に、権利侵害者の権利侵害責任は、被害者が社会保険を得たことによって軽減又は免除されない。社会保険法第 30 条及び 42 条の規定に基づき、被権利侵害者は、労災保険基金又はその他の社会保険に対し、労災保険給付又はその他の保険給付の支給を請求する権利を有する。

10. 使用者が法のとおり労災保険料を納付していない場合において、労働者が第三者の権利侵害に起因して人身損害に遭い、かつ、労災を構成するときに、権利侵害者が既に賠償をしているとき、労働者は、使用者に対し、医療費以外の労災保険給付の支給を請求する権利を有する。使用者は、労災保険給付を先行して支給した場合には、医療費用に関し、第三

者が負うべき賠償責任の範囲内で当該第三者に求償することができる。

(三) 医療損害賠償責任の問題について

11. 患者の一方は、医療機構に対し、権利侵害責任の負担を請求する場合には、医療機構との間における医療関係の存在及び損害を受けた事実を証明しなければならない。医療関係が存在するか否かについては、受診受付書、代金納付書、カルテ、退院証明その他医療行為の存在を証明することができる証拠を総合して認定を行わなければならない。

12. 当事者が挙げた証拠資料については、法律、法規及び司法解釈の関連規定に基づいて総合的な審査を行わなければならない。当事者が偽造、改竄、訂正等の方式を講じてカルテ資料の内容を改変し、又はカルテを遺失、廃棄若しくは奪取した結果、医療行為と損害の結果との間の因果関係又は医療機構及びその医療従事者の故意過失について認定することができなくなった場合には、カルテ資料を改変又は遺失、廃棄若しくは奪取した一方の当事者は、相応の不利な結果を負わなければならない。作成者は、カルテ資料の内容に存在する明らかな矛盾又は誤りについて合理的な説明を行うことができない場合には、相応の不利な結果を負わなければならない。誤字脱字、規範的なカルテの書式どおりに作成されていない等の形式的な瑕疵のみがカルテに存在する場合には、カルテ資料の真実性についての認定に影響を及ぼさない。

四、不動産紛争事件の審理について

不動産紛争事件の裁判は、かねてより民事裁判の重要な構成部分であって、不動産紛争事件を適切に審理することは、人民の安心した暮らしの保障、土地資源配分の最適化、経済社会発展への奉仕にとって重要な意義を有している。我が国の経済発展が新常态に突入し、産業構造の最適化・進化及び国の不動産政策の調整が進むのに伴って、不動産紛争事件には新たな状況・新たな問題が出現すると思われ、これら紛争の研究及び見通し判断を適切に行い、矛盾解消の能力及び水準を絶えず向上させなければならない。

(一) 契約効力の問題について

13. 都市不動産管理法第39条第1項第2号の規定は、効力性強制的規定ではない。当事者が、国有土地所有権の譲渡が同号に規定する条件に達していないことのみを理由として譲渡契約の無効確認を請求した場合には、これを支持しない。

14. 物権法第191条第2項は、抵当財産譲渡契約を対象とした効力性強制的規定ではない。当事者が、抵当不動産の譲渡が抵当権者の同意を経ないことのみを理由として譲渡契約の無効確認を請求した場合には、これを支持しない。抵当登記が抹消されていない時点において譲受人が名義書換登記手続を要求する場合には、これを支持しない。

(二) 建物重複売買契約の履行の問題について

15. 建物重複売買紛争事件の審理にあたっては、複数通の契約がいずれも有効であり、なおかつ買主がいずれも契約の履行を要求する場合、一般に、建物所有権変更登記手続を既に行った状況、建物を適法に占有している状況及び契約履行状況、売買契約の成立の先後等の順序に従い、権利保護の順位を確定しなければならない。但し、悪意により登記手続を行った買主の権利は、当該建物を既に適法に占有している買主に優先することはできない。売買契約の成立日については、主管機関への届出日、契約に記載された締結日及びその他の証拠を総合して確定しなければならない。

(三) 建物による債務充当の問題について

16. 当事者が建物による債務充当合意を達成し、かつ、調停書の作成を要求した場合には、人民法院は、合意が平等・自由意思の基礎の上に達成されているか否かを厳格に審査しなければならない。重大な誤解が存在し、又は公平性を失ったものに対しては、釈明をしなければならない。合意を利用してその他の債権者の利益を損ない、又は公共管理政策を回避するものに対しては、調停書を作成することはできない。当事者の行為が虚偽の訴訟を構成するものに対しては、民事訴訟法第112条並びに『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈 第190条及び第191条の規定に厳格に従って処理し、犯罪の嫌疑がある場合には、刑事捜査機関に移送して処理させる。

17. 当事者が債務弁済期間の満了後に建物による債務充当合意を達成し、かつ、既に財産権移転手続を行っている場合において、一方が建物による債務充当合意の無効確認又は変更若しくは取消しを要求し、審査の結果、契約法第52条及び第54条所定の事由に属しないときは、その主張について、支持しない。

(四) 違約責任の問題について

18. 買主が売主に対し、証書手続の遅延違約金の支払を請求した場合には、契約に約定された、又は法定の期間満了の翌日から訴訟時効期間を起算する。

契約に違約責任の約定がない場合、又は損失額の確定が困難である場合には、「民間金銭貸借事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の規定」第29条第2項の規定を参照して処理することができる。

五、物権紛争事件の審理について

物権法は、中国的特色のある社会主義法体系中の重要な支柱となる法律であり、物の帰属の明確化、物の効用の発揮、権利義務意識及び責任意識の増強並びに市場主体の権利及び平等な発展の保障にとって、重要な役割を担っている。物権紛争事件を適切に審理することは、法により物権を保護し、取引秩序を守り、経済社会の発展を促進するうえで、意義が重大である。

(一) 農村建物売買の問題について

19. 国が確定した宅地制度改革の試験プロジェクト地区においては、国の政策及び関連指導意見に従い、宅地使用权についての抵当担保又は譲渡により生ずる紛争を処理することができる。

試験プロジェクト地区以外において、農民がその宅地上の建物を自身が所属する集団経済組織以外の個人に売却する場合には、当該建物売買契約は、無効と認定する。契約が無効となった後、買主が建物購入代金及びその利息の返還を請求した場合、並びに建替え又は改築コストの弁償を請求した場合には、当事者の故意過失等の要素を総合的に考慮して確定しなければならない。

20. 農村宅地又は農村集団経営性建設用地に関わる民事紛争事件において、当事者は、利益分配等の契約上の権利を主張する場合には、土地利用計画、建設用地計画及び集団建設用地等の要求に優先的に応じることに係る政府部門の審査認可文書又は証明を提供しなければならない。上記手続が提供されず、又は上記手続が提供されたものの、一審法廷弁論終結前に土地性質が国有土地に変更されていない場合には、これに関わる関連契約は、無効として処理しなければならない。

(二) 違法建築関連紛争の処理の問題について

21. 建設工事計画許可証を取得していない、又は建設工事計画許可証所定の内容どおりに建設していない違法建築についての認定及び処理は、国の関係行政機関の職権範囲に属しており、民事裁判を通じ、形を変えて違法建築に権利確認を与えるようなことは回避しなければならない。当事者が違法建築の権利帰属及び内容の確認を請求した場合には、人民法院は、これを受理せず、既に受理している場合には、訴えを棄却する裁定を下す。

22. 違法建築の倒壊又は当該建築に置かれた物若しくは掛けられた物の脱落若しくは落下により引き起こされた損害賠償紛争は、民事事件の受理範囲に属し、物件損害責任に関する権利侵害責任法の関連規定に従って処理しなければならない。

(三) 土地の請負、公用収用又は公用使用により紛争が発生した場合の処理の問題について

23. 土地補償費の分配紛争を審理する場合には、現行の法律規定の枠組内において、当事者の生産・生活状況、戸籍登記状況及び農民にとっての農村土地の基本生活保障機能等の要素を総合的に考慮して関連権利主体を認定しなければならない。当事者がその他の代替的な基本生活保障を獲得しているか否かを重要な考慮要素として、その権利主体資格の喪失を慎重に認定し、女性、子ども及び農民工等の層の適法な權益を重点的に法により保護しなければならない。

(四) 訴訟時効の問題について

24. 譲渡対象物を既に適法に占有している譲受人が物権の変更登記手続を譲渡人に請求した場合、登記権利者が不動産若しくは動産の返還を無権占有者に請求した場合、利害関係人が物権の帰属若しくは内容の確認を請求した場合、又は権利者が妨害の排除若しくは危険の除去を請求した場合のいずれにおいても、訴訟時効期間が経過していることをもって相手方当事者が抗弁としたときは、支持しないものとする。

25. 被相続人の死亡後に遺産が分割されておらず、各相続人がいずれも相続放棄の意思表示をしていない場合には、相続法第25条の規定により、いずれも相続を既に受け入れたものとみなさなければならず、遺産は、各相続人の共同共有に属する。当事者が相続権の享有を訴え、遺産分割を主張する紛争事件は、共有財産分割の原則を参照しなければならず、訴訟時効に関する規定は適用しない。

六、労働紛争事件の審理について

労働紛争事件の審理は、調和のとれた労働関係の構築、労働力・資本・技術・管理等の要素の配分の最適化、イノベーション・ベンチャー活力の発掘、“大衆創業・万衆創新”の推進、新技術・新産業の発展促進にとって、重要な意義を有している。労働者の適法な権益の法による保護と使用者の存続発展維持の両立という原則を堅持し、労働関係及び労務関係を厳格に法により区分し、労働関係の拡大認定を防止しなければならない。

(一) 事件受理の問題について

26. 労働人事仲裁機構が仲裁判断を下した場合において、当事者が法定の期間内に訴訟を提起せず仲裁を再度申し立てたときに、労働人事仲裁機構が不受理の判断、決定又は通知を行い、当事者が不服として訴訟を提起したときは、審査の結果、前後2回の仲裁申立事項が異なる事項に属すると判断されれば、人民法院は、これを受理する。審査の結果、同一の事項に属すると判断されれば、人民法院は、これを受理せず、既に受理している場合には、訴えを棄却する裁定を下す。

(二) 仲裁時効の問題について

27. 当事者が仲裁段階においては仲裁申立期間が経過している旨の抗弁を提出しなかったにもかかわらず、労働人事仲裁機構が実体的判断を下した後、訴訟段階において、仲裁時効期間が経過していることを理由として抗弁を行った場合には、人民法院は、これを支持しない。

当事者が規定のとおり仲裁時効の抗弁を提出しなかったにもかかわらず、仲裁時効期間の満了を理由として再審を申し立て、又は再審の抗弁を提出した場合には、人民法院は、これを支持しない。

(三) 競業制限の問題について

28. 使用者及び労働者が競業制限合意中に約定した違約金が実際の損失より過度に高額又は低額である場合において、当事者が違約金額の調整を請求したときは、人民法院は、『中華人民共和国契約法』の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈(二)第29条の規定を参照して処理することができる。

(四) 労働契約解除の問題について

29. 使用者が労働契約期間内に「末位淘汰(成績下位者の淘汰)」又は「競争上崗(競争の結果をふまえたポスト任命)」等の形式にて労働契約を一方的に解除した場合には、労働者は、使用者による労働契約の違法解除を理由として、労働契約の継続的履行又は賠償金の支払を使用者に請求することができる。

七、建設工事施工契約紛争事件の審理について

経済の新常態という局面において、建設者の資金不足が増大した結果、工事代金未払、品質欠陥等の紛争事件件数が上昇し続けている。人民法院は、法律、法規及び司法解釈の規定を正確に把握し、建築活動中の一個体の利益と社会の利益との相反を調整し、社会公共の利益及び建築市場の経済秩序を守らなければならない。

(一) 契約効力の問題について

30. 入札を通じて締結された落札契約の法的効力を法により維持保護しなければならない。当事者が工事建設強制的基準に違反して、任意により合理的な工期を圧縮し、工事品質基準を引き下げた約定は、無効と認定しなければならない。約定が無効となった後の工事代金の精算については、建設工事施工契約に係る司法解釈の関連規定により処理しなければならない。

(二) 工事代金の問題について

31. 入札募集人と落札人とが、工期、工事代金、工事プロジェクトの性質等を変更する旨の、落札結果の実質的な内容に影響を及ぼす合意を別途締結し、契約の双方当事者が実質的な内容について享有する権利義務に比較的大きな変化が生じるに至った場合には、落札契約の実質的な内容の変更と認定しなければならない。

(三) 請負人の工事停止(手待ち)損失に係る賠償の問題について

32. 発注者が約定どおりに原材料、設備、用地、資金若しくは技術資料を提供しなかったこと、又は隠蔽工事の隠蔽前に請負人から発注者に対して検査を既に通知していたにもかかわらず発注者が遅滞なく検査しなかったこと等に起因して工事の中断又は建設延期に至った場合には、発注者は、これにより請負人にもたらした工事停止(手待ち)損失を賠償しなければならない。これには、工事停止(手待ち)に係る人員の人件費、機械設備の不働費及

び手待ちによりもたらされた設備リース費用等の工事停止 (手待ち) 損失が含まれる。

(四) 協力義務の不履行に係る責任の問題について

33. 発注者が、変更告知後の施工案、施工技術の詳細打合せ、施工条件の完備等の協力義務を履行しなかった結果、請負人の工事停止 (手待ち) に至り、工事プロジェクトの建設完了が困難となった場合において、合理的な期間内に履行するよう請負人が催告したにもかかわらず発注者が期限を徒過してなお履行しないときは、人民法院は、違約の情状に応じ、契約法第 259 条及び第 283 条の規定により、工期順延の判決を下すことができ、かつ、工事停止 (手待ち) 損失の賠償を要求する権利を有する。

34. 請負人が工事の档案の届出、インボイスの発行等に協力するという協力義務を履行しない場合には、人民法院は、違約の情状に応じ、契約法第 60 条及び第 107 条の規定により、期限を定めた履行、損失賠償等を請負人に命ずる判決を下すことができる。

八、民事裁判手続について

手続的公正は、司法の公正の重要な内容である。司法の公正に対する人民大衆及び社会各層の認知及び実感は、かなりの割合においてそれらに関与する訴訟活動に由来している。民事訴訟法及びその司法解釈の執行を引き続き厳格に貫徹し、民事裁判手続意識を更に強化して、手続的公正を確保しなければならない。

(一) 鑑定の問題について

35. 当事者が、鑑定人が作成した鑑定意見の一部に対して異議を提出し、かつ、再鑑定を申請した場合には、異議が成立するか否かを重点的に審査しなければならない。異議が成立する場合には、原則として、異議の部分に対してのみ再鑑定又は補充鑑定を行い、かつ、鑑定範囲及び回数は極力抑える。

(二) 訴訟代理人の資格の問題について

36. 当事者の従業員を身分をもって訴訟活動に参加する場合には、『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈第 86 条の規定に従い、少なくとも以下の証拠のいずれかを提出して証明しなければならない。

- (1) 社会保険の納付記録に係る証憑
- (2) 賃金の受取りに係る証憑
- (3) その他同人が当事者の従業員であるという身分を証明することができる証拠

第8回全国法院民事商事裁判業務会議では、新たな状況・新たな問題を対象とし、法律及び司法解釈に明確な規定がまだない状況において、民事裁判における注目の問題・取扱いの難しい問題に関し処理意見を提出した。これは、民事裁判の実務のニーズを遅滞なく満たし、

裁判の方針、基準及び尺度を確実に統一し、各種の矛盾紛争を有効に解消するうえで重要な指導的意義を有している。紀要に規定された関係問題について、経験が十分に蓄積され、かつ、確実に実行可能である旨が証明されたとき、最高人民法院は、関連司法解釈を遅滞なく制定する。各級の人民法院は、習近平同志を中核とする党中央の周囲で緊密に団結し、政治意識、大局意識、核心意識及び同じ方向を目指すという意識を堅固に樹立し、裁判職能を十分に発揮させ、「第13次五か年計画」の全面的な推進のために有力な司法保障を提供し、小康社会の全面的な完成の遅れのない実現のために更に大きな貢献をしなければならない。

(法令原文名称：第八次全国法院民事商事审判工作会议（民事部分）纪要)

シティューワ法律事務所